

ガイドラインの対象団体（37 団体）

「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン」では、「京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」に定められた以下の団体を対象とする。

- ・ 京都府道路公社
- ・ 京都府土地開発公社
- ・ (公財) 京都府公園公社
- ・ (公財) 京都府埋蔵文化財調査研究センター
- ・ (一財) 京都府民総合交流事業団
- ・ (一財) 丹後王国食のみやこ
- ・ (公社) 京都府家畜畜産物衛生指導協会
- ・ (一財) 京都子ども文化会館
- ・ 北近畿タンゴ鉄道(株)
- ・ (一社) 京都国際工芸センター
- ・ (公財) 京都SKYセンター
- ・ (公財) 京都府暴力追放運動推進センター
- ・ (公財) 京都府丹後文化事業団
- ・ (公財) 京都府長岡京記念文化事業団
- ・ (公財) 京都文化財団
- ・ (公財) 京都府生活衛生営業指導センター
- ・ (公財) 京都府水産振興事業団
- ・ (公財) 関西文化学術研究都市推進機構
- ・ (株) けいはんな
- ・ (公財) 京都府国際センター
- ・ (福) 京都府社会福祉事業団
- ・ 京都府住宅供給公社
- ・ (公社) 京都府畜産振興協会
- ・ 京都府漁業信用基金協会
- ・ (一財) 京都府中小企業センター
- ・ 職業訓練法人城南地域職業訓練協会
- ・ (株) 舞鶴21
- ・ (公財) 世界人権問題研究センター
- ・ 丹後地区土地開発公社
- ・ (公財) 京都府林業労働支援センター
- ・ (一財) 京都府総合見本市会館
- ・ (公財) 京都府中丹文化事業団
- ・ (一財) 京都ゼミナールハウス
- ・ (公財) 京都産業21
- ・ (公社) 京都府農業総合支援センター
- ・ (株) 京都総合食品センター
- ・ (一財) 城陽山砂利採取地整備公社

○京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（抜粋）

第2条 この条例において「出資法人」とは、府が資本金、基本金その他これらに準じるものを
出資している法人であって、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。

- (1) 府の出資の割合が4分の1以上の法人（京都府公立大学法人を除く。）
- (2) 府の出資の割合が4分の1未満の法人のうち、その業務が府の事務又は事業と密接な関連を有する法人であって、前号に規定する法人に準じて取り扱う必要があるものとして規則で定めるもの